

経団連提言

選択肢のある社会の実現を目指して ～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～ (概要)

2024年6月18日

一般社団法人 日本経済団体連合会

はじめに

- * ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）（D E I）は、**イノベーションの源泉**であり、社会・経済のサステナブルな成長に欠かせない要素であるとともに、先行き不透明な時代を迎えるなかで、**企業のレジリエンス**を高めるうえでも必要不可欠。
- * 経団連では、D E I の推進を通じたイノベーションを喚起するとともに、企業の事業変革を促し、企業価値の向上に繋げるべく、各社の取り組みを加速する活動を展開。
- * 一方、各社の取り組みだけでは解決できない、女性活躍を阻害する社会制度の課題も。その一つとして、**見直しが求められているのが、婚姻時に夫婦いずれかの姓を選択しなければならない「夫婦同氏制度」**（民法第750条）。
- * D E I の本質に照らし、時代とともに変化し多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせて、**一人ひとりの「選択肢」を増やす**観点から同制度を改め、希望すれば、不自由なく、**自らの姓を選択することができる制度を早期に実現**すべく、政府に提言。

DIVERSITY

幅広い人材を
迎え入れる
ダイバーシティ



EQUITY

それぞれの人の
にとって公正・公平な
機会を提供する
エクイティ



INCLUSION

あらゆる人材が
能力を最大限
発揮できる
インクルージョン



DEI

で
企業価値を
向上

1. 夫婦の姓を取り巻く社会環境の変化（1）

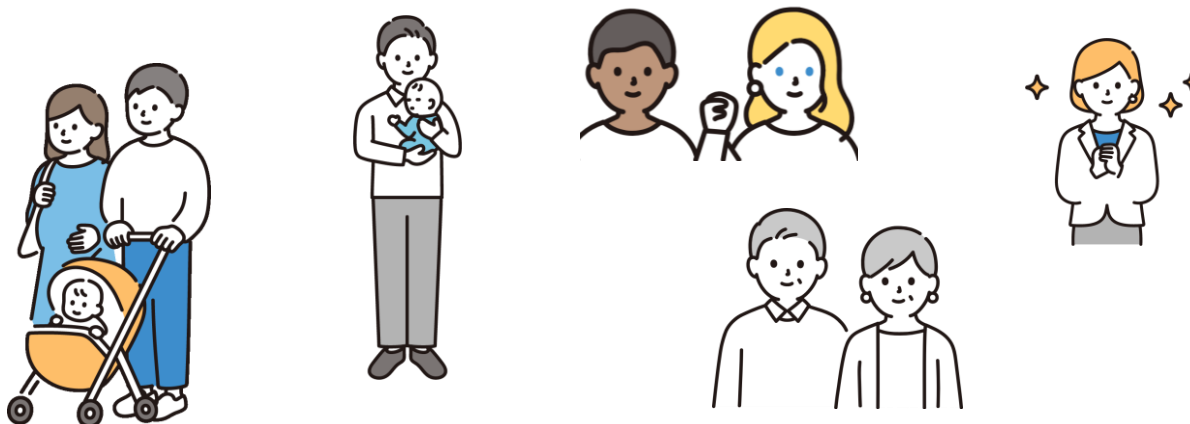
現行制度(夫婦同氏制度)の実態

- * 妻の姓、夫の姓のいずれを選ぶことも可能だが、**95%**の夫婦において**妻が改姓**。
- * アイデンティティの喪失や自己の存在を証することができないことによる日常生活・職業生活上の不便・不利益といった、改姓による**負担が女性に偏っている**。

家族のあり方の多様化

家族をめぐる環境が大きく変化するとともに、**家族のあり方も多様化**。

- * 人口の都市部集中
- * 核家族化
- * 晩婚化
- * 少子化
- * 国際結婚の増加
- * 離婚の増加



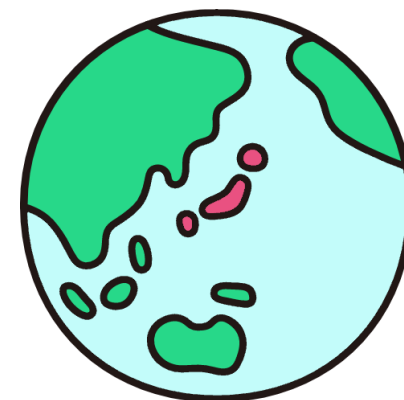
1. 夫婦の姓を取り巻く社会環境の変化（2）

企業での対応

- * 企業は社員のキャリアの連続性を重視し、旧姓の通称使用を推進。経団連調査では、91%の企業が「通称使用を認めている」と回答。
- * 他方、企業の現場では、社員の税や社会保障等の手続に際し、戸籍上の姓との照合などの負担がある。また、結婚・離婚といった個人情報をも、本人の意思と関係なく一定範囲の社員が取り扱わなければならない。
- * 経団連調査では、**88%の女性役員が「旧姓の通称使用」が可能である場合でも、「何かしら不便さ・不都合、不利益が生じると思う」と回答。**

国際的な動向

- * 夫婦同姓としていた国が次々と法改正。現在、婚姻時に**夫婦同姓しか選択できない国は日本のみ**とされている。
- * 国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、日本に対し、夫婦同姓の強制を廃止するようにこれまで**2003年、2009年、2016年の3度にわたり是正を勧告**。また、本秋には、8年ぶりに日本への定期報告審議を行う予定。



2. 「選択的夫婦別姓制度」をめぐる政府・司法の動き

政府の動き

- * 1991年から法制審議会において議論。**1996年に、選択的夫婦別氏制度の導入を答申。**
- * 法務省は、1996年および2010年にそれぞれ改正法案を準備。他方、いずれも慎重な検討を行う必要があるとされ、国会には提出されていない。
- * 内閣府は、「第5次男女共同参画基本計画」において、夫婦の姓に関する具体的な制度のあり方に関し、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」と記載。
- * 家制度や戸籍制度は日本の社会に深く根付いているとの観点から、選択的夫婦別姓ではなく、通称使用の法制化という形での提案をする動きも。

司法の動き

- * 現行の夫婦同氏制度をめぐり、様々なアプローチで訴訟が提起。
- * 2015年・2021年に最高裁大法廷は、同制度について**憲法に違反していないと判断**。いずれも、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したものではなく、「**国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない**」とした。また、これらの判決・決定には**複数名の裁判官から反対意見**が示された。



3. 旧姓の通称使用の拡大と課題（1）

旧姓の通称使用の拡大

- * 官民の職場では、改姓によるキャリアの分断等を避けるため、職場における旧姓の通称使用を推進。
- * 公的証書や各種国家資格等での旧姓併記が可能となったほか、経済界においても通称使用は定着。

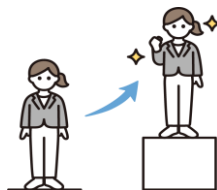
旧姓の通称使用の限界

- * 通称は法律上の姓ではないため、旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題も多数。
- * 通称使用は日本独自の制度であることから、海外では理解されづらく、寧ろダブルネームとして不正を疑われ、説明に時間を要するなどのトラブルが起これることも。
- * ビジネスの現場でも、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化。

契約・手続きを行う際の
トラブル



キャリアを積むうえでの
不利益・不都合



海外に渡航する際の
トラブル



女性に偏った
プライバシーの侵害



3. 旧姓の通称使用の拡大と課題（2） ～ビジネスの現場における通称利用の弊害例～

契約・手続きを行う際の弊害例

- 多くの金融機関では、ビジネスネームで口座をつくることや、クレジットカードを作ることができない。
- 通称では不動産登記ができない。
- 契約書のサインもビジネスネームでは認められないことがある。

キャリアを積むうえでの弊害例

- 研究者は、論文や特許取得時に戸籍上の氏名が必須であり、キャリアの分断や不利益が生じる。
- 国際機関で働く場合、公的な氏名での登録が求められるため、姓が変わると別人格としてみなされ、キャリアの分断や不利益が生じる。

海外に渡航する際の弊害例

- 社内ではビジネスネーム(通称) が浸透しているため、現地スタッフが通称でホテルを予約した。その結果、チェックイン時にパスポートの姓名と異なるという理由から、宿泊を断られた。
- 公的施設・民間施設への入館時に公的身分証明書の提示を求められた際、ビジネスネームが記載されている名簿と、公的身分証明書の名前が異なるという理由からトラブルになった。
- 空港では、パスポートのICチップのデータを読み込むが、そこに旧姓は併記されていない。よって出入国時にトラブルになった。

プライバシーの侵害

- 結婚・離婚に伴う改姓手続きにおいて、一定範囲で届け出が必要となり、その情報の取り扱いにおける保護範囲も不明瞭で、プライバシーの侵害につながりかねない。

3. 旧姓の通称使用の拡大と課題（3）

- * 通称使用でのトラブルは、これまでは**当事者が自身のキャリアを築いていく上での障壁**とみなされていた。
- * 他方、**女性活躍の着実な進展に伴い、企業にとってもビジネス上のリスクになり得る事象**であるとして、**企業経営の視点からも無視できない**重大な課題に。
- * 95%の夫婦において妻が改姓している現在の夫婦同氏制度は、**女性に相当程度の改姓による不都合・不利益を与える「間接差別」**に当たる恐れがあるとの指摘も。
(間接差別：性別以外の事由を要件とする制度や取扱いであっても、結果的に他の性の構成者と比べ一方の性の構成者に相当程度の不利益を与えるものを、合理的な理由なく講ずること。)
- * 改姓による不都合・不利益を理由に結婚を諦める人や、事実婚や海外での別姓婚を選択する人も。
- * 人生の伴侶と別の姓にしたいというよりも、**あくまで生まれ持った姓を変えずに名乗り続けることを、法律婚の「選択肢」として認めてほしい**との声も多い。配偶者と同姓となることも、生まれ持った姓を維持することも「選択できる」制度が必要。

4. 政府への要望

- * 政府には、通称使用による課題を解消し、**夫・妻各々が、希望すれば、生まれ持った姓を戸籍上の姓として名乗れる制度の早期実現**を求めたい。
- * **民法第750条を改正し、婚姻時に夫婦同姓・別姓のいずれをも選択できる選択的夫婦別氏制度の導入を内容とする1996年の法制審議会の答申は、現在においても、社会の実情を踏まえた極めて妥当な内容。**
- * 他方、通称使用を法制化する案など、女性の活躍を阻害しているビジネス上の課題を解決し、自らが選択する姓を名乗れるようにする案も提案されている。
- * 国民の意識・社会の環境も変容しており、制度の見直しの機運が高まっている。「国会で論ぜられ、判断されるべき」事柄との最高裁判所の判決が出されてから8年が経過している。**政府が一刻も早く改正法案を提出し、国会において建設的な議論が行われることを期待。**

おわりに

- * 一人ひとりの**姓名は、性別にかかわらず、その人格を示すものであり、**職業人にとっては、これまで築いてきた社内外の実績や信用、人脈などが紐づく、**キャリアそのもの。**
- * これらを保持するためにも、結婚を経ても、本人が望めば自らがアイデンティティを感じる姓を選択できるように社会制度を見直すことは、さらなる女性活躍の観点からはもちろん、性別に関係なくすべての人が自らのキャリアやアイデンティティを守る観点からも、大切な取組み。
- * **DEIの本質は、よりイノベーティブな「選択肢」が与えられ、一人ひとりがそれぞれの考えの下、生き方を選択できること**である。不自由なく自らの姓を選択できる制度の実現は、我が国が様々な価値観や多様性を包摂し、誰にとっても明るい未来である**「選択肢のある社会」**を目指していくうえで強力なメッセージになると確信。

経団連提言

**選択肢のある社会の実現を目指して
～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～**

【補足資料・データ集】

現行法規定 ～ 法制審議会答申に基づく改正法案

現行の民法第750条（夫婦の氏）では、
夫婦は婚姻時に夫又は妻の氏を称することと定められている。

現行法

(夫婦の氏)

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。



1996年に法制審議会が答申した要綱に基づき作成された答申では、夫婦は婚姻時に、**夫又は妻の氏に加え、「婚姻前の氏を称する」**という 選択肢を追加。

法制審議会答申に基づく改正法案要綱

(夫婦の氏)

- 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、**又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。**
- 夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。

自治体の婚姻届記入例

一般社団法人あすにはが行った調査によると、調査を終えた526自治体のうち、**89.7%の自治体において、窓口にある婚姻届の「記入例」で夫の姓を選択。**

夫の氏にチェック 472件 (89.7%)
 妻の氏にチェック 4件 (0.8%)
 法務省の記入例を流用 27件 (5.1%)
 両パターンを併記 3件 (0.6%)
 この欄にチェックがない 10件 (1.9%)
 記入例自体が存在しない 10件 (1.9%)

別紙2 (1/2)

婚姻届

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日
 第 号 第 号
 送付 令和 年 月 日 氏印
 第 号 第 号
 東京都千代田区 長 殿

別紙2 (2/2)

記入の注意
 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。
 夫になる人または妻になる人の本籍地に出すときは2通、そのほかのところに出すときは3通出してください。(役場が担当と認めるときは、1通で足りることもあります。)
 この届を本籍地でない役場に出すときは、戸籍簿または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証人	
署名 (捺印は任意)	甲山 孝介 印 乙川 竹子 印
生年月日	昭和 15 年 6 月 10 日 昭和 17 年 8 月 30 日
住所	東京都中野区野方 東京都世田谷区若林 一丁目1番1号 一丁目1番1号
本籍	東京都杉並区久我山 東京都千代田区永田町 一丁目1番 一丁目1番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 □には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。
 外国人と結婚する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。
 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
 内縁のものはふくまれません。
 届け出られた事項は、人口動態調査（統計出に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

(1) 氏名	夫になる人 おなじ じろう 氏名 民事 次郎	妻になる人 てせき えいこ 氏名 戸籍 英子
(2) 住所	東京都千代田区霞が関 一丁目1番1号 住主の氏名 民事 一郎	東京都杉並区高円寺北 一丁目1番1号 住主の氏名 戸籍 弘
(3) 本籍	東京都千代田区丸の内 一丁目1番 筆頭者の氏名 民事 一郎	東京都千代田区平河町 一丁目1番地 筆頭者の氏名 戸籍 弘
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	父 民事 一郎 続き納 父 戸籍 弘 続き納 長男 母 民事 和子 続き納 母 戸籍 恵 続き納 長女	父 戸籍 弘 続き納 父 戸籍 恵 続き納 長男 母 戸籍 恵 続き納 母 戸籍 恵 続き納 長女
	父 民事 一郎 続き納 父 戸籍 弘 続き納 長男 母 民事 和子 続き納 母 戸籍 恵 続き納 長女	父 戸籍 弘 続き納 父 戸籍 恵 続き納 長男 母 戸籍 恵 続き納 母 戸籍 恵 続き納 長女
(5) 同居を始める日	平成30年12月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたとき)	
(6) 初婚・再婚の別	初婚 再婚 (死別) 再婚 (死別) 再婚 (離別) 再婚 (離別)	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世界のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2.自営業・個人事業・サービス業等専らで従事している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等（営利行為を除く）の常務勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日本または1年未満の期間の雇用者は除く） <input type="checkbox"/> 4.日本に来てはならない常務勤労者世帯及び外国に居住する世帯（日本または1年未満の期間の雇用者は除く） <input type="checkbox"/> 5.日本に来てはならない世帯の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名 (捺印は任意)	夫 民事 次郎 印	妻 戸籍 英子 印
事件簿番号		

調査概要

- 調査方法：インターネット調査および実地調査のハイブリッド方式
- 対象：全国の基礎自治体1747（792市, 743町, 189村, 23特別行政区）
 なお北方領土6村を含む
- 期間：2023年9月～2024年2月
 （9月は予備調査期間。10月1日より公開調査開始）

別氏夫婦の戸籍（法制審議会の答申に基づいた例）

選択的夫婦別姓制度が導入された場合の戸籍について、法制審議会の答申に基づく、**別姓夫婦、同姓夫婦いずれについても同一の戸籍に在籍するものとしている。**

現行法における戸籍記載例

(1の1) 全部事項証明	
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地
氏 名	甲野 義太郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】令和4年1月10日
戸籍に記載されている者	【名】義太郎 ← 戸籍筆頭者の氏名 【生年月日】平成7年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男
身分事項 出 生	【生年月日】平成7年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成7年6月25日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】令和4年1月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄
戸籍に記載されている者	【名】梅子 ← 配偶者の氏名 【生年月日】平成8年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女
身分事項 出 生	【出生日】平成8年1月8日 【出生地】京都市北区 【届出日】平成8年1月10日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】令和4年1月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市北区小山西音町18番地 乙野忠治
戸籍に記載されている者	【名】信子 ← 子の名 【生年月日】令和4年8月8日 【父】甲野義太郎 【母】甲野梅子 【続柄】長女
身分事項 出 生	【出生日】令和4年8月8日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】令和4年8月14日 【届出人】父

法制審議会の答申に基づいた、別姓夫婦の戸籍記載例

(2の1) 全部事項証明		(2の2) 全部事項証明	
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地	戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 啓太郎 ← 子の氏名 【生年月日】平成16年2月3日 【父】甲野義太郎 【母】乙野梅子 【続柄】長男
氏 名	甲野 義太郎	身分事項 出 生	【出生日】平成16年2月3日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】平成16年2月7日 【届出人】父
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成14年6月10日	以下余白	
戸籍に記載されている者	【氏名】甲野 義太郎 ← 戸籍筆頭者の氏名 【生年月日】昭和46年6月21日 【配偶者区分】夫 【父】甲野幸雄 【母】甲野松子 【続柄】長男		
身分事項 出 生	【出生日】昭和46年6月21日 【出生地】東京都千代田区 【届出日】昭和46年6月25日 【届出人】父		
婚 姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】乙野梅子 【従前戸籍】東京都千代田区平河町一丁目4番地 甲野幸雄		
戸籍に記載されている者	【氏名】乙野 梅子 ← 配偶者の氏名(別姓で記載) 【生年月日】昭和47年1月8日 【配偶者区分】妻 【父】乙野忠治 【母】乙野春子 【続柄】長女		
身分事項 出 生	【出生日】昭和47年1月8日 【出生地】京都市上京区 【届出日】昭和47年1月10日 【届出人】父		
婚 姻	【婚姻日】平成14年6月10日 【配偶者氏名】甲野義太郎 【従前戸籍】京都市上京区小山西音町18番地 乙野忠治		

発行番号000001

以下次項

発行番号000001

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成 年 月 日

〇〇市町村長 氏名 職印

外国人との婚姻（国際結婚）後の姓

外国人と結婚した日本人は、日本人同士との結婚とは逆に、**原則的には夫婦別姓**。手続きを踏むことで、夫婦同姓を選択することができる。或いは、家庭裁判所に申し立て、認められることで、複合性にすることも可能。

日本人側が改姓する場合

1984年の戸籍法の改正（第107条2項）に伴い、結婚から6カ月以内に届け出ることによって、家庭裁判所の許可を得ないで、外国人である配偶者の姓に変更することが可能に。

外国人側が改姓する場合

名字は夫婦それぞれに関する問題と考えられているため、当事者の国籍国の法律によって判断されるべきとされているため、**戸籍法上に根拠規定はない**。

婚姻によって名字を変更できる国の場合

その国の手続きに従って名字を変更することが可能。

その際、日本人の戸籍に記載したい場合は、戸籍の記載事項を変更する手続きを市区町村役場で行う必要がある。

婚姻によって名字を変更できない国の場合

「名字を変える」ことはできない。ただし、「通称名」を登録することは可能。

離婚後の姓（婚氏続称制度）

1976年、離婚後の婚氏続称制度ができ、「結婚時の姓を離婚後も名乗り続けること」が可能に。

離婚後に母が子を引取って単独親権者になるケースが増え、現状8割を超えている。それに伴い、離婚後も母子が同じ姓でいたいという要求が増えていったことが背景。

婚氏続称届を提出後に旧姓に変更したい場合は、「家庭裁判所の許可」が必要。

民法767条（離婚と氏）

- 1項 婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する。
- 2項 前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から3箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる。

海外の状況

法務省の調査によると、婚姻の際に、夫婦いずれか一方が改姓し、同姓が強制されている国は、日本のみ。

	夫婦の姓	子どもの姓
アメリカ	別姓、同姓、複合姓、ミドルネームの変更が可能（州によって異なる）	原則自由（父の姓、母の姓、両親の複合姓、創作姓など）（州によって異なる）
イギリス	原則自由（別姓、同姓、複合姓、合成姓、創作姓等）	原則自由
フランス	出生姓が本姓（夫婦別姓）。2013年より、複合姓や配偶者の姓を通称として使用可能	①父の姓、②母の姓、③父母それぞれにつき一つの姓を限度として父母が選択した順序で並べた複合姓
ドイツ	同姓、別姓、自己の姓が婚姻姓とならなかった配偶者が複合姓	①父母の婚姻姓②父母が別姓の場合は、父または母の姓を出生時に選択
中国	別姓	父母の姓から選択
韓国	別姓	原則は父の姓、合意した場合は母の姓

各国の姓の仕組み

複合姓…結婚後、妻と夫の姓を組み合わせ、合体させた姓（ダブルネーム、併記姓）

合成姓…結婚後、妻と夫の姓の一部を混ぜ合わせて新たな姓をつくる

創作姓…結婚後、旧姓とは全く異なる姓を選んだり、作ったりする

司法の判断（1） 2015年最高裁大法廷判決

2015年、最高裁大法廷は、現状の民法第750条について、合憲判決を下したが、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したわけではなく、むしろこの制度の在り方は「**国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない**」と判断。

判決（抜粋）

本件規定（民法750条（夫婦同氏制度））は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。…したがって、本件規定は、憲法14条1項に違反するものではない。…夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。

同時に、以下の**意見や反対意見が示された**。

岡部喜代子裁判官意見 櫻井龍子裁判官・鬼丸かおる裁判官が同調（抜粋）

夫の氏を称することは夫婦となろうとする者双方の協議によるものであるが、96%もの多数が夫の氏を称することは、女性の社会的経済的な立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さ、種々の事実上の圧力など様々な要因のもたらすところであるといえるのであって、夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用しているのである。そうすると、その点の配慮をしないまま夫婦同氏に例外を設けないことは、多くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である個人識別機能を損ねられ、また、自己喪失感といった負担を負うことになり、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえない。

司法の判断（2） 2021年最高裁大法廷決定

2021年、最高裁大法廷は、再び現状の民法第750条について合憲判決を下したが、ここでも、選択的夫婦別姓制度に合理性がないとまで判断したわけではなく、むしろこの制度の在り方は「**国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない**」と判断。

決定（抜粋）

民法第750条の規定が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところであり…夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法第74条1号の規定もまた憲法24条に違反するものでないことは、平成27年（2015年）大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。

2015年大法廷判決以降にみられる女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、いわゆる選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識といった原決定が認定する諸事情等を踏まえても、2015年大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない。

この種の制度の在り方は、2015年大法廷判決の指摘するとおり、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである。

同時に、**複数の判事から反対意見が示された。**

宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官反対意見（抜粋）

生来の氏名に関する人格的利益の喪失を回避し、夫婦が同等の人格的利益を享受することを希望する者に対して夫婦同氏を婚姻成立の要件として当事者の婚姻をするについての意思決定を抑圧し、もって婚姻をするについての自由かつ平等な意思決定を侵害することについて、公共の福祉の観点から合理性があるということとはできないと考える。

夫婦の姓に関する議論の概要

案	現行法 (民法)	旧姓通称使用 法制化案	婚前氏続称制度案 (旧姓登録制度)	法制審答申案 (1996年)	公明党案(2001年) ※野党案も基本的に同じ
夫婦の姓	夫婦同姓	夫婦同姓 ○婚姻前の姓(旧姓)を通称として使用しやすくするため、戸籍にもその旨を記載	夫婦同姓 ○夫婦同姓となるが、届出により、婚姻前の姓を称することができる	選択的夫婦別姓	選択的夫婦別姓
子の姓	親の姓	親の姓	親の姓 (家名継承の場合の子の氏の変更申し立て(民791))	同姓夫婦の子 親の姓 別姓夫婦の子 婚姻の際に定めた姓 →兄弟姉妹で姓は統一	同姓夫婦の子 親の姓 別姓夫婦の子 出生の際に父母の協議で定めた姓 →兄弟姉妹での姓が異なってもよい
その他	通称使用の拡大 公的証明書では、希望すれば通称併記	戸籍法の改正 公的証明書では、希望すれば通称併記	民法・戸籍法の改正 登録した場合、公的証明書では、婚姻前の姓のみと想定	民法・戸籍法の改正 別姓を選択すれば、公的証明書では、婚姻前の姓のみと想定	民法・戸籍法の改正 別姓を選択すれば、公的証明書では、婚姻前の姓のみと想定